

様式第2号（第3条関係）

平成29年8月10日

篠山市議会議長 様

会派名 高 志 会  
代表者名 木 戸 貞 一  
又は会派無所属議員の氏名



政務活動報告書

この度の政務活動を下記のとおり報告します。

記

1. 活動の種類： 視察調査 ・ 研修 ・ 広報広聴活動  
その他（ ）
2. 活動期間： 平成29年8月4日（金）
3. 場 所： 兵庫県農政環境部農政企画局消費流通課
4. 活動者： 木戸貞一・恒田正美 2名
5. 活動の概要： 別紙
6. 考 察： 別紙
7. 活動に要した費用：

費 目	詳 細	金 額	備 考
旅費	有料道路料金	4,920	
旅費	往復 120 km 燃費 12 km/L L/130 円	1,300	
旅費	駐車料金	1,000	

# 「産地表示」に係る調査報告書

日 程：平成29年8月4日（金）

場 所：兵庫県庁

出席者：兵庫県農政環境部農政企画局消費流通課副課長 永田学、同主幹 上原和久、  
同主任 上野雅子、恒田正美、木戸貞一

## ■調査の目的

篠山市で進められている市名変更について、市名変更の必要性として、丹波市が発足し、丹波篠山という名称がどこを指すのか曖昧になったということが公に語られている。そして、その事例のひとつとして、食品の一括表示における産地表示において、県の指導により丹波篠山産という表記が今後使えなくなる恐れがあるということが語られている。

高志会では、これまで、産地表示について、国や他県の状況を調査し、産地表示の考え方について調査を行ってきた。

今回、兵庫県が産地表示に対してどのような考え方で取り組んでいるのかを調査し、これらの問題の本質について考えることを調査の目的とする。

## ■調査の内容

- ・調査は、県担当課より聞き取りを行った。（別添資料参照）

## ■考察

聞き取りにより、下記事項が分かった。

●国は、食品表示基準において、農産物の原産地について、国産品に当たっては都道府県名を表示するとある。そして、ただしということで、一般に知られている地名をもってこれに代えることができると定めている。一般に知られている地名は下記の通りとされている。

- ① 郡名（例 秩父郡）
- ② 島名（例 屋久島）
- ③ 一般に知られている旧国名（例 丹波 土佐 等）
- ④ 一般に知られている旧国名の別称（例 信州 甲州 等）
- ⑤ その他一般に知られている地名（例 房総（地域名））

●しかし、兵庫県では、一般的に知られている地名であっても、地図上で明確な領域

がない限り、使用しないように指導（ここでいう指導とは行政指導のことではない。行政用語的には啓発であるが、わかりやすいように指導とする）しているということであった。

- つまり、基本的に一般に知られている地名を使用するという事は望ましくないという方針であった。
- 基本は、都道府県名および市町名を用いるように指導しているということで、丹波篠山は地図上に明記がないため相談があれば、市町名「兵庫県篠山市産」を用いるように指導しているとのことであった。
- この方針は、従来から変更なく、これまで通りであるとのこと、記録が残っているところでは平成20年以降、同様の指導をしてきているとのことであった。
- では、丹波篠山について、丹波市が発足したことにより地域が特定できなくなったのかという質問をしたところ、丹波市の発足は関係なく、地図上で区域を特定できないためである。丹波篠山が旧篠山町だけなのか篠山市全体を指すのか、または全く違う地域を指しているのかも分からない。旧西紀町を指しているかもしれないし、篠山という名前はあるが、全く他の地域を指しているかもしれないということであった。
- つまり、県の方針としては、あくまで産地表示は地図上で区域を特定できるものに限るように指導しており、そもそも、丹波篠山という表記が良いということはこれまでもなかったということであった。
- さらに、国が一般に知られる地名について、丹波を事例にあげているが、旧国名の丹波がどこからどこまでを指すのかは特定が困難であり、この事例自体が望ましくないという事を国に言っているということであった。
- 以上から、兵庫県の方針では、丹波産という表記も望ましくないという指導するという事であった。丹波市が丹波産と表記することも望ましくないということであった。
- 市町名以外で使用できる、使用している事例としては淡路島があるということで、島は範囲が特定できるため使用が可能という見解であった。
- 一方で、高志会では、これに先立ち、岐阜県の産地表示の状況を調査したが、岐阜県では、飛騨地方全体で飛騨産という表記を認めており、県により基準のあり方が違うことが分かった。
- 兵庫県では、旧国名の使用も望ましくなく、あくまで、産地表示は「農産物の原産地について、国産品に当たっては都道府県名を表示する。」を原則として、その他は地図上で領域がわかるものに限って使用が可能としているということであった。
- また、今回の見解は、あくまでも一括表示の枠内に限ったものであることが確認できた。枠外に、丹波篠山産と記載するのは基本的に問題ないが、担当が違うので回答はできないということであった。
- 今回の調査から分かったことは、産地表示について、丹波篠山産と表示できないと

いう問題は、丹波篠山の名称が指す地域が年々曖昧になっているということではなく、これまでから使用は望ましくないとされていたということである。

- 国は、一般に知られている地名は使用できるという考え方であるが、兵庫県では、国が使用可能とする旧国名を用いた「丹波産」についても望ましくないとしており、国と実際に指導する県の間で見解に齟齬があるのは望ましい状況ではないと考える。
- これまで、産地表示について、国、県と調査してわかったことは、指導や法的解釈はこれまでから何も変わっていないということである。今、篠山市で話題となっている「丹波市が発足したことで丹波篠山がどこを指すのかわからなくなってきた」という事は、少なくとも産地表示には関係がないことが確認できた。

ご利用ありがとうございます。



箕谷 料金所

問い合わせ 阪神高速お客さまセンター  
(06) 6576-1484

成29年6月3日(土) 午前0時~  
神高速は新料金 対距離料金+5車種区分

領収書

7年 08月 04日 14時 30分  
車種 普通  
通行料金 現金 ¥1,300

神高速道路株式会社  
阪市中央区久太郎町4-1-3  
行番号 4915-01-0076

ご利用ありがとうございます。

神戸市道路公社  
阪神高速道路(株)

料金所では一旦停車してください。

領収書

料金所 柳谷(合併)  
TEL (078) 981-2242

17年 8月 4日 11時 29分  
車種 普通

通行料金 ¥1,450-  
現金(公社) ¥150-  
現金(阪高) ¥1,300-  
取扱番号 2922-05

ご利用ありがとうございます。

神戸市道路公社

料金所では一旦停車してください。

領収書

料金所 大沢  
TEL (078) 954-0739

17年 8月 4日 11時 23分  
車種 普通

通行料金 ¥150-  
(現金)  
取扱番号 2623-04

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 神戸三田  
TEL 078-986-4559  
6月3日から近畿道・阪和道・西名阪道・  
第二京阪等の高速道路料金が変わりました。  
詳しくはWEBサイトをご覧ください。

17年 8月 4日 11時 19分  
車種 普通  
通行料金 ¥860-  
(現金)

入口料金所 丹南篠山口  
ETC 有効期限 20年 2月  
会員番号 (支払 - 1回払い)  
\*\*\*\*\*00094236  
はじめませんか? ETC! 詳しくは  
www.tokutoku-etc.jp  
西日本高速道路株式会社  
大阪府大阪市北区堂島1-6-20  
取扱番号 204-00821056-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

県庁南駐車場

アマノマネジメントサービス株式会社  
TEL 0120-03-6548

領収証

算機 #01 A 精算No.000015  
券機 #01 発券No.077363  
庫時刻 2017年 8月 4日(金) 11:56  
庫時刻 2017年 8月 4日(金) 14:12  
車時間 2:16  
車料金 A料金 1,000円  
計 1,000円  
金額収額 1,000円  
預り 1,000円  
釣り 0円

またのご利用をお待ちしております。

領収書

料金所 丹南篠山口  
TEL 079-594-2975

6月3日から近畿道・阪和道・西名阪道・  
第二京阪等の高速道路料金が変わりました。  
詳しくはWEBサイトをご覧ください。

7年 8月 4日 15時 08分  
車種 普通

通行料金 ¥860-  
(現金)

入口料金所 神戸三田  
はじめませんか? ETC! 詳しくは  
www.tokutoku-etc.jp  
西日本高速道路株式会社  
大阪府大阪市北区堂島1-6-20  
取扱番号 202-01371449-00

ご利用ありがとうございます。

神戸市道路公社

料金所では一旦停車してください。

領収書

料金所 大沢  
TEL (078) 954-0739

17年 8月 4日 14時 44分  
車種 普通

通行料金 ¥150-  
(現金)

取扱番号 2623-01

ご利用ありがとうございます。

神戸市道路公社

料金所では一旦停車してください。

領収書

料金所 柳谷(単独)  
TEL (078) 981-2242

17年 8月 4日 14時 39分  
車種 普通

通行料金 ¥150-  
(現金)

取扱番号 2908-02